

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

本校では、「いじめはどの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに全校体制で取り組む。そのため、一人ひとりに自己存在感を与えること（居場所づくり）や共感的な人間関係の構築（絆づくり）を推進し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識・態度を育成するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に全教職員が全力で対応する。

2. いじめ防止等のための組織（いじめ対策委員会）

いじめへの対応は「いじめ対策委員会」を経て「臨時職員会議」を開き教員の共通理解のもとで対応する。「いじめ対策委員会」の構成員は校長、副校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭とし、必要に応じて学級担任や部活動顧問等の関係教職員を参加させる。

3. いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。また、「いじめられる側にも問題がある」「大人にチクことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題ない」などの考え方はすべて誤りであることを理解させる。
- (2) ホームルームや授業を通して、他人の気持ちを共感的に理解し、互いを認め合える好ましい人間関係・学校風土をつくる。
- (3) 日頃の教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長することがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに指導に細心の注意を払う。
- (4) ネット上のいじめは一層複雑化、潜在化しており極めて発見されにくいため、日頃から情報モラル教育を徹底する。
- (5) 担任や授業担当はささいな兆候を軽視することなく常にいじめではないかと疑いを持って積極的に認知しようとする姿勢をもつ。少しでもいじめが疑われる場合、担任は個別面談等を実施する。
- (6) 年3回実施する「いじめアンケート」の際、ホームルームでいじめ問題について考える時間を設定し、アンケートの質問でもいじめについて一人ひとりが考えることができる質問を設ける。

(7) 生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン

4. いじめの認知と対応

(1) いじめの定義

一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知

次の4つの要素にすべて当てはまるとき、いじめと認知する。古い定義や社会通念上のいじめ（力の差、継続的、意図的、深刻な）とは大きく異なる点に注意する。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること ※面識のない生徒同士のトラブルは排除
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと※事実上無限定
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

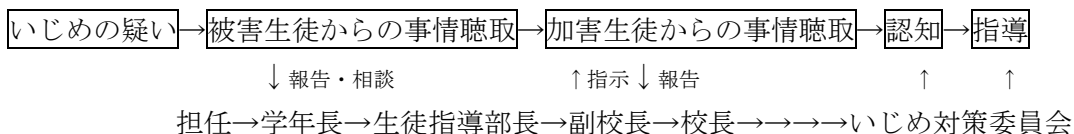
(3) いじめの発見と積極的な認知

- ① 定期的なアンケートを年3回（7月・12月・3月）実施する。※3月は1, 2年対象
- ② 個人面談、教育相談を活用し生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(4) 教員間の情報共有と迅速な組織的対応

- ① 職員室内での情報交換（授業担当と担任、クラブ顧問と担任等）を密にし、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ② いじめを発見した場合には特定の教職員で抱え込まずに速やかに学年長に報告し組織的に対応する。

(5) 認知・指導までの流れ



5. 認知後の生徒への指導

(1) いじめられた生徒への指導

① 生徒と保護者への対応

その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。来校してもらい説明することを基本とするが、状況によっては家庭訪問し状況を説明する。いじめられた生徒や保護者に対し、被害からの「救済」と心の傷の「回復」という視点で今後指導していくことを説明し理解してもらう。要望があれば今後の指導に積極的に取り入れ、できる限り不安を除去する。

事情聴取の結果、いじめとして認知されなかった場合も同様に、保護者に丁寧に説明し理解してもらう。

② 指導の留意点

いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室において指導したり、出席停止を活用したりする。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(2) いじめた生徒への指導

① 生徒と保護者への対応

いじめた保護者へ迅速に連絡し、学校に召喚する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、今後の指導への理解を求める。生徒に対しては、一定の教育的配慮の下、謹慎や出席停止など毅然とした対応をする。

② ネット上の不適切な書き込み等について

被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。生徒の生命・財産に重大な被害が生じるおそれのある時は警察に通報し援助を求める。

③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき

生徒を守るという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

6. いじめの重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

- ① いじめにより本校生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第 28 条①】
- ② いじめにより本校生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。 【いじめ防止対策推進法第 28 条①】
- ③ 生徒から、いじめられて上記①②の重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の調査・報告

- ① 重大事態が発生した場合、県知事に事態発生について報告する。
- ② いじめが重大事態であると認められる場合は学校内に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ 調査組織の構成については、調査の迅速化を図るため、「いじめの対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて弁護士等の適切な専門家を加える。
- ④ 調査については、因果関係の特定を急がず、いじめ行為が、「いつ」、「誰から」、「どのように」行われ、その「背景事情」や「人間関係」、「学校や教職員の対応」について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることとする。
- ⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時適切な方法により情報提供する。
- ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、適切な時期に保護者説明会等によりすべての保護者に説明する。
- ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止案をまとめ、学校をあげて取り組む。